

# 日本による南シナ海諸島・礁の領有

Possession of Islands and Reefs by Japan in South China Sea

齋藤道彦

## 要旨

日本は、一七世紀から南シナ海の島・礁と関わりを持っていたが、一九一七年には占有したと主張した。日本は、フランスとの間で一九三三年から領有をめぐって対立したが、南シナ海の島・礁の領有に「新南群島」という名称を付与し、日中戦争期の一九三九年三月三〇日に「新南群島」領有に対する「法的手続を完了」し、台湾総督府が管轄した。しかし、日本は一九四五年八月一四日、連合国に降伏し、一九五一年九月のサンフランシスコ平和条約で南シナ海諸島・礁の放棄に同意し、一九五二年四月二八日、同条約は法的「放棄」が発効した。この領有行為は、その後の中華民国による「一段線」主張とそれを引き継いだ中華人民共和国による「九段線」主張の原型となったという点で重要な意味を持つことになった。

## キーワード

南シナ海諸島・礁、新南群島、台湾総督府、告示第三六八三号、中国九段線主張

## はじめに

日本は、一七世紀から南シナ海の島・礁と若干の関わりを持っていたが、一九一七年には占有したと主張している。

日本は、南シナ海の島・礁の領有に「新南群島」という名称を付与し、日中戦争期の一九三九年三月三〇日に「新南群島」領有に対する「法的手続を完了」した。しかし、日本は一九四五年八月一日、東アジア太平洋戦争の敗北により「新南群島」から撤退、一九五一年九月八日のサンフランシスコ平和条約で「放棄」が決定され、一九五二年四月二八日、法的「放棄」が発効した。

日本と南シナ海島・礁との関わりについては、浦野起央『南海諸島国際紛争史 研究・資料・年表』（刀水書房一九九七年九月。以下、「浦野」<sup>967</sup>）と略称）が詳しい。

### 一．江戸幕府期（一七世紀～一九世紀）

末吉孫左衛門は慶長九年／一六〇四年から寛永一一年／一六三四年まで父子二代にわたって商人として朱印状を二三回受け、のちには御奉書を受けてルソン・シャム・トンキン（東京）に船を出した。父・孫左衛門吉康がルソン・トンキンへの渡航のさい使用していたとされる「東亜航海図」には南シナ海の西沙群島と思われる暗礁地帯が

描かれていたという。角屋七郎兵衛はベトナムに渡航し、ベトナム中部の日本人町ホイ・アン（会安）の管理者となったが、寛永一三年／一六三六年の鎖国令で帰国できなくなった。彼は寛永五年／一六六五年、自分が使用していた「東亜航海図」を兄・七郎次郎に送った（浦野<sup>1997</sup>一三五頁）。

（浦野起史『南シナ海の領土問題』【分析・資料・文献】（三和書籍 二〇一五年六月。以下、「浦野<sup>2015</sup>」と略称）は、角屋七郎兵衛が一六三二年、ベトナム貿易のためアンナンに渡航し、そこから「東亜航海図」を日本に送り届けた（八〇頁、八五頁）としており、浦野<sup>1997</sup>とは時点についてずれがある。）

このほかにも、琉球王国の東南アジアとの貿易・交流があり、南シナ海と関わったはずである。

## 二・明治期（一九〇二年—一九〇九年）

西沢吉治の船は、一九〇二年に東沙群島で難破し、その後、同群島の最初の探検が彼によって行なわれた（ウリセス・グラナドス・キロス『共存と不和・南シナ海における領有権をめぐる紛争の分析 一九〇二—一九五二年』四六頁。松頼社 二〇一〇年二月。以下、「キロス<sup>2010</sup>」と略称<sup>1)</sup>）。

玉置半右衛門は、明治三五年／一九〇二年に東沙群島を探検した（浦野<sup>1997</sup>一四七頁、浦野<sup>2015</sup>八五頁）。

基隆<sup>キレン</sup>の西沢商店所属船の船頭吉田某は、一九〇二年の冬、神戸港から台湾へと向かう途中、台風に遭い、プラタス島と思われる一孤島に漂着した（浦野<sup>1997</sup>一四八頁）。

貿易商社・恒信社所属の長風丸は、明治三八年／一九〇五年にプラタス島に赴いた。恒信社は、在日清国公使、

横浜駐在各国領事のほか、上海道台、イギリス香港政庁にも問い合わせ、プラタス島の無所屬を確認した上として、外務省の許可を受けて、明治四〇年／一九〇七年の夏、長風丸による再度の探検を実施した（浦野<sup>1997</sup> 一四八頁）。（浦野<sup>1997</sup>は、プラタス島が「放棄せられたる島」と確認したのは一八九六年と述べていた。）

長風丸による再度の探検に先立ち、水谷新六は西村竹蔵との共同事業として、計九名で一九〇七年四月上旬、台湾丸でプラタス島を探検した。水谷らは、雨風でプラタス島に取り残され、台湾総督府の救助船・城津丸で救助された（浦野<sup>1997</sup> 一四八頁）。

プラタス島を「西沢島」と命名（一九〇七年）　長風丸は、一九〇五年にプラタス島の無所屬を確認し、一九〇七年、西沢吉治はプラタス島を西沢島と命名した（浦野<sup>2015</sup> 八五頁）。

北緯一四度四二分二秒、東経一一六度四二分一四秒に中国が管轄する荒島の一區が香港・マカオ付近とアメリカ所属小ルソン群島の間であり、日本商人の西沢吉次は「光緒三十三年／一九〇七年」六月三〇日、一二〇人を糾合し四国丸で同島に向かい、七月二日に上陸して宿舎を建てたとの記事がある（韓振華主編・編著林金枝・吳鳳斌『我国南海諸島史料匯編』東方出版社一九八八年一月。以下『史料匯編』と略称。一四三―一四四頁。（これは、旧曆である。）

西沢吉治は明治四〇年／一九〇七年八月八日、百五名の労働者と資材を四国丸に満載してプラタス島をめざして台湾を出航し、一二日に同島に上陸した。彼らは、同島の探検と小屋の建設にあたり、ポールに日章旗を掲げて占領の事実を明らかにし、島の名を「西沢島」とし、木標を立てた（浦野<sup>1997</sup> 一四九―一五〇頁）。

『清季外交史料』第二期（宣統一年／一九〇九年三月）によれば、明治四〇年／一九〇七年八月「西沢島」の文字が刻まれた立木があり、日本式家屋が二〇―三〇軒あると述べている（『史料匯編』一四六―一四七頁）。

「西沢島」命名に関して、清国「外交部」は調査を命じ、両広総督は同年一〇月、在南京副領事・船津辰一朗に『中国沿海險要』を示し、東沙島は清国領である旨を主張、副領事は同書が英訳本なので清国領の根拠とすることはできないと反論した（浦野1997 一五〇頁）。

（なお、浦野1997の『中国沿海險要』とは英国海軍海道測量局 China Sea Directory、一八九四、陳寿彭訳『中国江海險要図誌』を指すと思われる（二二三頁）、としている。）（清朝は一九〇一年、「総理各国事務衙門」を「外務部」に改編しており、浦野1997記述の「外交部」は「外務部」の誤りと見られる。拙著『アジア史入門 日本人の常識』白帝社二〇一〇年一月、二二七頁参照。）

日本軍艦・商船、一九〇七年「西沙島」占拠 日本政府が南シナ海諸島・礁の領有について関心を示したのは一九〇七年であったようだ。

日本外務省は、明治四〇年／一九〇七年に東沙島の帰属について調査した（浦野1997 一三九頁）。

『史料匯編』は、一九〇七年における日本の動きについて以下のように記述していた（一三〇頁）。

「光緒三十三年（一九〇七年）、日本は突如、台湾方面から軍艦一艘、商船二辰丸一艘を派遣し、武器および日本人を満載し、わが東、西沙島占拠を図り、当地の番黎人民は群起して反対したが、日本の艦船は発砲攻撃した。張珍駿（張人駿？）は、李准を派遣して交渉させた。その結果、日本艦船はわが方に謝罪した。日本艦船二辰丸および軍艦は、ただちに退去した。」（提仁輔啓。一月三〇日）（一九四七年二月二日天津『大公報』）。

日本の軍艦・商船は、一九〇七年に東沙群島・西沙群島を占領しようとしたが、日清交渉の結果、撤退した、との一九〇七年の記述である。

『史料匯編』は、「外務部（光緒三十三年九月）五日」の問い合わせ文書が「港澳（香港・アモイ）付近とアメリカ所屬小ルソン群島間に中国管轄の荒島一区があり、北緯一四度四二分二秒、東経一一六度四二分一四秒」で、日本人西沢吉治は一二〇人を糾合し、六月三〇日午後、四国丸に乗り、当該島に向かい、七月二日登岸し宿舎を建設しました」と述べている（一四三―一四四頁）、と書いている。

『史料匯編』は、両広総督張人駿が光緒三十三年九月九日付けで外務部に「日本人西沢が海島を発見した件」について、「当該島は瓊州（海南島）海口砲口から四百八十六英海里（マイル）〇七八分（一マイルは一・六〇九四キロメートル）あり、香港から四百七十六英海里〇九四分である」（一四四頁）、とその位置関係を書いている。

『史料匯編』の宣統元年（一九〇九年）四月二七日『清季外交史料』からの引用によれば、両広総督張人駿が軍機処・外務部にあてた四月二七日付け文書に、日本人西沢吉次が「プラタス／東沙島」を利用し西沢島と改名した事実を次のように報告している。

「粵轄東南海面第一三雜澳によれば、イギリス海部の記載に訳されているプラタスは原名東沙島であります。

閩粵（福建・広東）漁戸は、これによって風を避け、停泊する所であり、廟宇が建てられており、食糧が蓄えられています。丙午（一九〇八年）の秋、日本商人西沢吉次が経営して年を越えており、西沢島と改名しまし

た。」（『史料匯編』一三〇―一三二頁）

この記述によれば、西沢吉次が経営を開始したのは一九〇七年頃と見られる。この記述のうち、「プラタス」島の「原名」が「東沙島」であるとしているのは逆であろうと思われる。

『史料匯編』は、『宣統政記』が「粵疆浜海は南海大洋の中で洲島がはなはだ多い。日本人は東沙島を占拠しており、現に理に拠って力争し、当該の島を回収すべきである。また、西沙島を調べると、崖州にあって榆林港ウリンカウ付近に属する」と述べている（一三七頁）、と書いている。

『清季外交史料』第二冊（宣統一年／一九〇九年三月）によれば、「東沙島」の件につき、日本側は「無主の荒島と見なすべきだが、もし中国が同島は管轄内であると見なすのなら、地方志があるべきで、同島はどの官どの營が管轄していたのか確証があるべきで、それらの証拠を電文で外〔務〕部に寄せられたい」と求めており、これに対して張人駿は福建・広東の漁船はここへ魚を取りに来ており、島内には海神廟が建てられているとして、「同島の状況を見るに、歴史的に粵〔広東〕に属することは疑いない」（浦野1997一四八頁）との答を日本側は得ている、としている。

日本側の主張は、「無主の荒島」であったとの主張である。張人駿の論拠は、ややあいまいではあるが、広東側は漁業実績、「海神廟」が建てられていたことを根拠として領有を主張しているわけである。『清季外交史料』（宣統一年／一九〇九年八月）によれば、日清双方は、西沢側資産を日本円六七万円、中国側資産を広東毫銀一六萬元とし、プラタス島（東沙島）を清国側に引き渡すこととした（浦野1997一五三―一五四頁）という。

三・大正・昭和初期（一九一三年—一九二九年）

浦野<sup>2015</sup>は、日本が一九一三年、プラタス島（東沙島）を中華民国に引き渡した（八六頁）、としている。

小松重利・池田金造の西沙群島・南沙群島編入願（一九一八年）  
小松重利・池田金造は、一九一七年二月から八月にかけて西沙群島および南沙群島を探検し、燐鉱石の有望性を確認した。彼らは、西沙群島については「ウデー（ウッデイ）島」「林島」、リンコロン島「東島」を発見し、外務省に帰属を問い合わせたが判明せず、翌一九一八年、神山閔次・橋本圭三郎の名義で内田康哉外務大臣に領土編入願いを提出した。その後、再調査が行なわれ、西沙群島のリンコロン島、中央島「中島」、北島、樹島、多樹島「林島」、多岩島「石島」、バットル島「珊瑚島」、ロベルト島「甘泉島」、東ダンカン島「小三脚島」、西ダンカン島「大三脚島」、「ドラモント」島「伏波島」、モニー島「金銀島」、ツライトン島「南極島」のほか、彼ら両名は南沙群島の一一の島嶼の図面を添えて、再度、領土編入による開発願いを提出した（浦野<sup>2017</sup>一六〇頁）。

（外務省「欧米局第二課」の一九三三年七月一日付け文書によれば、一九一八年五月から九月にかけて「ウデー（ウッデイ）島」「林島」、リンコロン島「東島」ノース・デインジャー島、フラット島、ナンシヤン島を発見し、右諸島を帝国版図に編入するよう内田（康哉）外務大臣あて願い出た（浦野<sup>2017</sup>二二六頁）。

次いでラサ島燐鉱株式会社は同年一月、北二子島（ノース・デンジャー、ノースイースト・ケー）、南二子島（ノース・デンジャー、サウスウエスト・ケー）、西青ヶ島（ウエスト・ヨーク・アイランド）（危険区域内）、三角島（チツ・アイ



ランド)、長島(イツ・アバ・アイランド)を発見した(浦野1997:二二七頁)。(南二子を「ノース」としているのは「サウス」の誤りであろう。)

ここにおいて、同社は一九二〇年一月、さらに中小島(ロアイタ・アイランド)、南小島(ナムイット・アイランド)、西島島(スプラトリー・アイランド)、丸島(アン・ボイナ・ケー)を発見した(浦野1997:二二七頁)。

一九二三年九月から一〇月の頃に、亀甲島(フラット・アイランド)、飛鳥島(シン・コエ・アイランド)を発見、長島・南二子島には神社・事務所等を建設した。

「平田群島」命名(一九一九年三月) さらに、平田末治は一九一七年六月、暴風に遭い西沙群島に漂着、翌一九一八年、西沙群島に赴き、さらに一九一九年、三度目の調査隊を送り、海軍省・農商務省・外務省当局に照会し、同群島の「無所属」を確認した。平田は同年三月五日、農商務大臣山本達雄あてに燐鉱石を提出し、これらの島を「平田群島」と名づけた(浦野1997:一六〇頁)。

そのさい、提出された願書には、バットル島、オブザベーション堆、多樹島「林島」、モニイ島、リンコルン島、「ダンカン」島「大三脚島」、ロベルト島、「ドラムモント」島「伏波島」、の地図が添付されている。しかし、一九〇七年の清国による同群島の記録が日本の『海軍水路誌』にあることが判明し、西沙群島の開発計画は一時中断されることになった(浦野1997:一六一頁)。

三井物産会社は、一九二〇年三月二〇日付けのインドシナ海軍長官ルミー大佐あて書簡で、同群島がフランス領であるかどうか問い合わせたところ、ルミー大佐は「海軍の公文書に於てはパラセル群島の所属国を決定し得べきもの毫もなし」(浦野1997:一六一頁)と回答した。

これに対し、中国広東民政長官は一九二二年三月三〇日付け命令で「一九二二年三月一日の會議に於て広東督軍はパラセル群島を行政上海南島エー県支庁に付屬せしむることに決定せり」（浦野1997、一六一頁）という。

西沙群島の民間開發に対する「民国政府」（廣州軍政府を指すと見られる―齋藤）の正式認可は、一九二二年三月、軍政府内政部あてに申請を行なった何瑞年が最初である（浦野1997、一六六頁）という。

梁國之は一九二二年三月、「合辦西沙群島実業無有限公司」という事実上の日華合弁会社を設置した（浦野1997、一六七―一六九頁）。

「平田群島（新南群島 西沙群島）の経緯」 「平田群島」問題については、近代史研究所檔案館所蔵「中華民國外交部檔案」電子資料に「平田群島（新南群島 西沙群島）の経緯」（日本語、活字印刷。筆者名・日付共に未記載）という日本の記録が含まれているが、これはすでに拙稿「南シナ海問題と中華民国外交部檔案」（『中央大学経済研究所年報』第四八号 二〇一六年九月）に採録した。

ビル・ヘイトン『南シナ海―アジアの覇権をめぐる闘争史』（河出書房新社、二〇一五年一二月。安原和見訳）や浦野2015には「平田群島」についての言及はない。

南方政府と平田末治との合意（一九二二年一月） 陳炯明軍が一九二二年六月一六日、クーデターで南方政府（孫文派広東軍政府）を倒したさい孫文のオフィスで南方政府と日中林鋳産業協会との協定書を発見したことは、英国外務省機密外交資料によれば、同年二月五日署名名のこの協定は、「一九二二年一月に孫文と日本人の平田末治との間で合意に至っていた」（キロス2010、六一―六三頁）、としている。

宇垣外務大臣は、一九一七年と一九二九年の新南群島について一九三八年に次のように述べている。

「大正六年（一九一七年、日本の）『ラサ』工業は〔新南群島に対し〕既に探検を行ひ政府の承認を得て事業を開始し、又昭和四年（一九二九年）特に軍艦膠州（こうしゅう）を派遣本群島を測量探検せしめ、引続き開洋漁業会社の漁業進出となり無線電信台さへ建立する等我方占拠経営の既成事実厳存せる」（『日本外交文書 昭和期Ⅲ』所収「昭和十三年（一九三八年）八月一日 宇垣外務大臣より在仏国杉村大使宛（電報）」。なお、カタカナ表記は平仮名表記に改め、句読点を補った。）

同電報によれば、にもかかわらずフランスは「先占宣言」をしたのだと述べている。

日本は、一九一七年が日本による「新南群島」占有の年であると述べている。

「新南群島に対する帝国軍艦の行動に関しては既に大正六年（一九一七年）以来帝国臣民が帝国政府の支持に依り嚴たる占有の事実を形成し居れり」（『日本外交文書 昭和期Ⅲ』所収「昭和十四年（一九三九年）二月四日 有田外務大臣より在仏国宮崎臨時代理大使宛（電報）」）

#### 四．日仏対立期（一九三三年—一九四一年）

フランスは一九三三年、スプラトリー群島に対する領有権を主張したのに対し、日本はフランスによる領有権主張を一貫して否認し続けた。

日本は一九三四年、次のように述べた。

「仏蘭西による『スプラトリ』群島（新南群島）占有問題」について一九三三年、一九三四年に日仏政府間で話し合いが行なわれ、「在巴里日本大使は九年（一九三四年）三月仏蘭西外務省に対し日本政府は爾後本件は落着（*classe*）したるものと考える旨通報」した（『日本外交文書 昭和期Ⅲ』所収「昭和十二年（一九三七年）一二月一七日 広田外務大臣より在仏国杉村大使宛（電報）」）。

日本政府は一九三四年、フランスによるスプラトリ群島の領有権主張に対し、「新南群島」に対するフランスの領有権を否定し、日本の領有と意思表示したということである。

日中両軍間には一九三七年七月七日、盧溝橋事件が起こった。

日本海軍は一九三七年九月三日、東沙島へも軍艦を派遣し占領、中国人將校を含む二八名を捕虜とした（浦野1997二七五頁）。

日本軍は一九三七年一〇月二六日、金門島を占領した（浦野1997三三二頁）。

井上欧亜局長は一九三七年一二月、フランス参事官バルビエに対し次のように伝えた。

「問題の群島に対しては日本は仏国の所謂先占に先ず十余年来同群島に於て現実に事業を営み来り投資も相当に上り居る事実に基き、権原を主張し仏国先占の主張を否認し来たれるものにして我方は現今も亦継続して居

り」(『日本外交文書 昭和期Ⅲ』所収「昭和十二年(一九三七年)二月一七日 広田外務大臣より在仏国杉村大使宛(電報)」)

フランスは、続いて次のように述べている。

「最近同群島巡航中の『デューモン、ドゥヴリール』は『イツアバ』島(邦名長島)が千谷を主任とする在台湾一漁業会社に属する一〇数名余の日本人により占拠せられ居るを発見せり」(『日本外交文書 昭和期Ⅲ』所収「在京仏国大使より九日付け書簡」)

『日本外交文書 昭和期Ⅲ』所収「昭和十二年(一九三七年)二月一七日 広田外務大臣より在仏国杉村大使宛(電報)」は、フランスがイツアバ島にフランス国旗を再掲揚しようとしたのに対し、「千谷予備海軍大佐(形式上台湾海洋興業なる漁業会社の社員となり居れり)」は「同島の仏領たることを認め居らずと答え」た、と伝えている。

「『イツアバ』島に於ては帝国政府承認の下に一両年前より邦人会社により漁業営まれ小棧橋短波無線台其他の施設行はれ居る」(『日本外交文書 昭和期Ⅲ』所収「昭和十二年(一九三七年)二月一七日 広田外務大臣より在仏国杉村大使宛(電報)」)

「帝国臣民の同島(新南群島)に於ける事業経営、無線台設置及国旗掲揚に関しては帝国臣民は十数年以前よ

り同島に於て自由且障害なく事業を經營し來れるものにして」〔日本外交文書 昭和期Ⅲ〕所収「昭和十三年（一九三八年）一月二日 広田外務大臣より在仏国杉村大使宛（電報）」

キロス2010は、南シナ海における日本の経済的・軍事的勢力は一九三七年から増しており、同時に台湾総督府の影響が半官半民の台湾拓殖株式会社を通じて高まっていた（二〇六頁）、と見ている。

在仏国杉村大使は、「新南群島に関する仏国外務次官との会談内容報告」として、杉村大使は「仏占拠の当時我方は既に同島（新南島）に百万円の投資を為し数千噸の燐鉍を有したる次第」〔日本外交文書 昭和期Ⅲ〕所収「昭和十三年（一九三八年）五月二日 在仏国杉村大使より広田外務大臣宛（電報）」、と述べた。

日本は、フランスの動きに対抗して次の措置をとると伝えている。

「我方に於ても之が對抗上敷設艦勝力カッリキを派遣するに決し、同艦は本月（八月）九日『イツアバ』に入港、巡査（五名）及水兵を上陸せしめ、我方の新南群島発見及事業開始の経緯を刻める記念碑を建立すべく行動中にして、尚近く燐鉍採掘の為相当数の人夫を派遣する予定なり」〔日本外交文書 昭和期Ⅲ〕所収「昭和十三年（一九三八年）八月一日 宇垣外務大臣より在仏国杉村大使宛（電報）」

日本は、「新南群島」領有の準備を進めた。

フランスは一九三八年七月四日、西沙群島の先占支配を通告し、南沙群島についても七月二五日の第三次申し入

れ、八月一九日の第四次申し入れを行ない、引続き先占の事実を主張した（浦野1987:311頁）。

宇垣外務大臣は、フランスに対抗して「新南群島」の領有権を正式に主張する必要があるとして、次のように伝えた。

「新南群島に対しては帝国としては仏の主権主張を極力否認すると共に、他方同島を事実上占有し仏側に対抗し来りたるも積極的に同島を日本の領有なりとは主張したることなし」「結局同群島の領有権を正式に主張するの要あるを認め、目下法律上其の他の研究を進め居る次第なり」（『日本外交文書 昭和期Ⅲ』所収「昭和十三年〔一九三八年〕九月一三日 宇垣外務大臣より在仏国杉村大使宛（電報）」）

キロス2010によれば、「日本軍艦が同年〔一九三八年〕一〇月三〇日、また一二月七日に部隊、労働者などをイツアバ島に上陸させた」（八六頁）、という。

「新南群島」領有閣議決定（一九三八年二月二三日） 日本政府は一九三八年二月二三日、「外務拓務両大臣請議新南群島の所屬に関する件」を審査し、次のように閣議決定した。

「一、南支那海中北緯七度乃至一二度東経一一一度乃至一一七度即ち略略仏領印度支那と比律賓群島との中間に存する新南群島は従来無主の礁島として知られ、大正六年（一九一七年）以降本邦人は外国人が全然之を顧慮せざる前に於て之に巨額の資本を投下し、恒久の施設を設けて帝国政府の承認及援助の下に其の開發に従事

し居りたる次第なる処昭和四年（一九二九年）經濟不況の爲施設を其の儘とし一時前記本邦人が群島を引き揚げ居りたるに乘じ仏国政府は昭和八年（一九三三年）突如軍艦を派して之を占領し國際法上無主の土地なりとし、其の仏国主權に帰属すべきを宣言し、次で之を仏領印度支那政庁の所轄としたり。」

「二」「昭和十一年（一九三六年）本邦人が再び同群島に於て開發に従事するや」フランスが「主權を主張したるので、「此の際仏國が領土權を主張する諸島及右と一連の新南群島諸島が帝國の所屬たることを確定すること必要となれり。」

「三」就いては前記新南群島諸島は別紙の名稱の下に之を自今台湾總督府の所管となさんとすと謂ふにあり。」

「編注一 本閣議決定は、二月二七日に裁可された。」（『日本外交文書 昭和期Ⅲ』所収「昭和十三年（一九三八年）二月二三日 閣議決定 『新南群島の所屬に関する件』」）

日本は、關係各省協義の上、一九三八年二月二三日、新南群島の台湾編入が閣議で決定された（浦野1997:三三三頁）。西沙群島についても、「一九三八年二月二七日に台湾編入も決定した」（八六頁）、という。

インドシナ總督は一九四〇年八月二二日、任期を終えたイツアバ島指揮官M・ボロラウ氏に代わる者の選抜に関する通達を行なった（浦野一九九七六一八頁）。

一九四一年八月二二日、中圻欽使「ベトナム中部アンナンのフランス人總督」ブラームス氏に代わり、マハメドブアイ・モズイーン氏をアムフトリット島嶼群（ホアンサ群島）行政長官に専任する、と決定した（浦野1997:六一九頁）。



五、日本「新南群島」領有（一九三九年—一九五二年）

キロス2010は、日本軍が一九三九年二月一〇日、海南島に上陸し、二八日、海南島の占領を完了、三月一日、西沙群島を占領、三月三〇日、南沙群島も占領した（四五頁）と述べている。（日本軍による海南島上陸の日付は、浦野2015は日本は「一九三九年一〇月」（一四五頁）と述べているが、キロス2010が正しいと見られる。）

フランスは一九三三年、南シナ海島・礁に対する占有を主張したが、日本政府は一九三九年二月一四日、フランス政府に対しフランスの領有主張を撤回するよう申し入れた。

「（一九三九年）二月一三日付にて仏の領有主張の撤回方を要請する趣旨の回答文を往電第四六号会談の際本大臣より『アンリ』大使に手交し置けり」（『日本外交文書 昭和期Ⅲ』所収「昭和一四年（一九三九年）二月一四日 有田外務大臣より在仏国宮崎臨時代理大使宛（電報）」）

「二月一三日付にて仏の領有主張の撤回方を要請する趣旨の回答文」とは、二月一四日電報「（付記）欧三機密第四号」が「二月一三日」付「外務大臣 有田八郎」の「仏蘭西国特命全權大使『シャルル、アルセース、アンリー』閣下」あての文書であり、その中で次のように述べられている。

「新南群島に対する帝国軍艦の行動に関しては既に大正六年以来帝国臣民が帝国政府の支持により厳たる占有の事実を形成し居れる」

日本は「大正六年」（一九一七年）以来、「新南群島」を「占有」してきたが、ここに至って法的手続を行ない、「領土として編入」するのだという方針を示してゆく。

五―一・台湾総督府「告示第一一二号」（一九三九年三月三〇日）

「中華民國外交部檔案」には、台湾総督府の「告示第一一二号」が含まれているが、これは拙稿「南シナ海問題と中華民國外交部檔案」に収録した（『中央大学経済研究所年報』第四八号、二〇一六年九月）。

「新南群島」の日本領土編入については、日本政府はフランスに通知したほか、「英、米、独、伊」にも通告することとした（『日本外交文書 昭和期Ⅲ』所収「昭和一四年三月二八日 有田外務大臣より在仏国宮崎臨時代理大使宛（電報）」）。日本外務省は一九三九年三月三二日、「新南群島」の日本領土編入をフランス大使に以下のように伝えた。

「一・三月三一日午前十一時在京仏国大使の来訪を求め沢田次官より」文書を読みあげ、「新南群島を三月三〇日付を以て台湾総督府の管轄に編入を了せる旨、並びに右の次第を仏本国政府に通報ありたき旨を付言したり。」

「二・『アンリ』大使は」「日本は実効的占有（occupation effectual）にも同時に着手せらるるものなりやと反

問せり。依て次官は我方は以前より実効的占有を行ひ居るものなるを以てこの点は問題とならず、唯法律上の  
手続未了なりしに付今回之を完了せるものなりと述べたる」(『日本外交文書 昭和期Ⅲ』所収「昭和十四年三月三  
一日 沢田(廉三) 外務次官・在本邦アンリ仏国大使会谈」)

「実効的占有 (occupation effectual)」は、「実効支配」と同義であらう。

日本は、中華民国・フィリピン・ベトナム・オランダ／インドネシアなどは通告対象としていない。中華民国は  
日本と交戦中だったし、フィリピンはアメリカの植民地、ベトナムはフランスの植民地、インドネシアはオランダ  
の植民地だった。

(キロス2010は、「日本政府は西沙群島、東沙群島、そして南沙群島(いわゆる新南群島)の完全な占領を四月九日に公式に宣  
言した」(四五頁)と述べているが、「四月九日」という日付は不正確である。また、キロス2010は、台湾総督府が「一九三九年  
の二月に西沙群島・南沙群島(新南群島)、を公式に編入させた」(二〇七頁)と述べているが、「二月」は不正確である。)

「新南群島」各島日本名称 (一九三九年—一九五二年)

日本外務省は一九三九年四月一七日、新南群島の島名を発表した。

日本名のもと、西洋名であるわけである。

表 新南群島各島日本名称  
(1939年4月17日日本外務省) 計13島

新名称〔日本名〕	旧名称〔西洋名〕
北二子島	North Danger North East Cay
南二子島	North Danger South West Cay
西青島	West York I.
三角島	Thi tu I.
中小島	Loai ta I.
亀甲島	Elat I.
南洋島	Nanshan I.
長島	Titu aba I.
北小島	Sand Cay
南小島	Nam Yit I.
飛鳥島	Sin Cowe I.
西鳥島	Spratley I.
丸島	Amboyna Cay

出所：浦野2015 67-68頁

五―二、 仲裁裁判付議提案、仏・英の抗議、米の拒否およびオーストラリア紙の分析

(二) 仲裁裁判付議提案と拒否

日本の「新南群島」編入決定を前にして、フランス政府は二月一七日、「新南群島問題」について仲裁裁判に付議する提案を行なった。

「新南群島の問題に付ては仏蘭西政府は去る二月一七日書簡に於て帝国政府が仏の主権を容認せざることを認

めらると共に本問題を仲裁裁判に付議する用意ある旨を示唆し越されたり。」〔日本外交文書 昭和Ⅲ〕所収  
「昭和一四年四月三日 在サンフランシスコ佐藤総領事より有田外務大臣宛（電報）」

これに対し、沢田次官は三月三十一日、次のように拒絶した。

「本件を仲裁裁判に付議せんとの示唆に付ては帝國政府は右を以て本問題の円満解決に関し貢献し得るものと思せず。又右に付議するの必要を認めざるものなり」〔日本外交文書 昭和Ⅲ〕所収「昭和十四年四月三日 在サンフランシスコ佐藤総領事より有田外務大臣宛（電報）」

なお、キロス2010によれば、フランスは中華民国にも仲裁裁判提案をしていた、という。

(二) 仏・英の抗議

日本が「新南群島」編入を決定すると、仏・英両国は抗議した。

フランスは、「四月五日在京仏国大使沢田次官を来訪し別紙抗議文を手交せり」〔日本外交文書 昭和Ⅲ〕所収「昭和一四年四月五日 沢田外務次官・在本邦アンリ仏国大使会谈」。

イギリスは、「二〇日在京英国代理大使『ドツツ』（『クレーギー』支那旅行中）沢田次官を来訪し新南群島編入に関する日本の主張を容認し得ざる旨の後記公文を手交し」た〔日本外交文書 昭和期Ⅲ〕所収「昭和一四年四月十二日 有田外務大臣より在英国重光大使宛（電報）」。

(三) 米の拒否・抗議

キロス2010は、アメリカのハル國務長官が一九三九年五月一七日、日本海軍の西沙群島・南沙群島に占領に対して抗議文書を提出した(一〇二頁)、と述べている。

『日本外交文書 昭和期Ⅲ』によれば、アメリカは日本による「新南群島」編入に対して、「米国政府は」「日仏間主張の相違の可否は暫く置き米国政府は国際間の問題は交渉、協定又は仲裁に依り調整すべきことを唱道する」と述べつつ、「日本政府が主権を主張する根拠を正当と看做みさるべき何等の行動をも従来執らざりし。島嶼又は珊瑚礁を一括其の領域に編入せる措置は何等国際的効力を有せずと思考す。」(昭和一四年五月一八日 在米国堀内大使より有田外務大臣宛(電報))と否認の態度を表明している。

なお、キロス2010によれば、スペインからアメリカに割譲されたフィリピン領土の「珊瑚礁三角」と重なり合うことを避けるため、日本政府は一九三九年にもアメリカに向けて新南群島の境界線を変更した(二二四頁)、という。

(四) オーストラリア紙の分析

オーストラリア紙は、日本による「新南群島領有」の意図について次の分析を発表した。

日本による「新南群島領有」は「軍事上重要な地にある」、「日本の最後の目的は比律賓フィリピンおよびシンガポール及新嘉坡にあることは明白」、「マラッカ」海峡に近き同島の位置、河内ハノイ、新嘉坡、「ボルネオ」油田及馬尼刺マニラを飛翔圏内とする航空機の根拠地となるべき事実及海南島より更に南方七百哩の地点に日本軍の前哨を置くこと」(『日本外交文

書 昭和期Ⅲ』所収「昭和一四年四月四日 在シドニー若松総領事より有田外務大臣宛(電報))である。

図 臺灣總督府令第三十一號

●臺灣總督府令第三十一號  
 大正九年府令第四十七號州、廳ノ位置、管轄  
 區域及郡市ノ名稱、位置、管轄區域中左ノ通  
 改正ス  
 昭和十四年三月三十日  
 臺灣總督 小林 躋造  
 高雄州高雄市ノ管轄區域中「内惟」ノ下ニ  
 「新南群島」ヲ加ヘ其ノ區域等ハ別ニ之ヲ告  
 示ス  
 附 則  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

出所：『官報』第3683号

五十三、『官報』第三六八三号（同年四月一八日）による公告  
『官報』第三六八三号（昭和一四年四月一八日）掲載の「台湾総督府令第三二号」（一九三九年三月三〇日）は、次の通りである。

「大正九年（一九二〇年）府令第四七号州、庁の位置、  
 管轄区域及郡市の名称、位置、管轄区域中左の通り改  
 正す

昭和一四年（一九三九年）三月三〇日

台湾総督 小林 躋造

高雄州高雄市の管轄区域中「内惟」の下に「新南群  
 島」を加え其の区域等は別に之を告示す

付 則

本令は公示の日より之を施行す

五十四 一九三九年四月一日『朝日新聞』記事

『官報』第三六八三号と同日の一九三九年四月一日『朝日新聞』記事「新南群島の管轄決定 けふ公告・中外に闡明」<sup>②</sup>は、次のように記述している。

「帝国政府では古くから無主の珊瑚礁島嶼として知られていた南支那海の新南群島を三月三〇日付の台湾総督府令により『高雄市の管轄に属せしめた』が〔 〕更にこれを本一八日付官報によって公告し、内外に闡明することとなった、而して<sup>しか</sup>帝国政府では三月三〇日に台湾総督府令を公布すると共に、昭和八年（一九三三年）に七島嶼□〔並び？〕にその島嶼を領土に編入することを宣言した仏国を始め関係諸国にこれを通告する必要があるを認め、三一日にアンリ駐日仏大使を外務省に招致してこの旨を通告し、更に同日英米両国に対してもワシントン及びロンドンに於て同様の通告をなした」。

「大正七年（一九一八年）一月小倉卯之助中佐を首班とする探検隊がラサ島燐鉱会社の依頼により暮の二月二六日に小島を発見二子島と命名、更に翌八年（一九一九年）一月一日に南二子島、一〇日に西青ヶ島を発見、西青ヶ島に上陸して同島上に占領標木を建てた。」

『朝日新聞』記事「新南群島発見に生きた記録」（一九三九年四月一日） 同じく一九三九年四月一日『朝日

新聞』記事「新南群島発見に生きた記録」によれば、海軍中佐小倉卯之助（六二歳）は大正七年、「ラサ工業株式会社」の探検船報効丸（八三トンの老朽船）の首班として監督船長佐藤昌男、農学士近藤三□〔衛？〕、歩兵中尉武藤



□〔寿?〕治らほか、乗組員二〇余名を率いて渡島した。

小倉らは、「この群島に小帆船を漕ぎ寄せて第一歩を印し、『日本領土』の記念すべき標識を打ち樹た。」「二月二六日、ノースデンジャー島（北三子島）を発見、「三〇日、「北險礁に上陸調査した。」「三〇日、檣の標柱をこの島に打ち立て、この日を以て帝国□〔領?〕土となった。」「二ヶ月に亘り五島の調査を完了して翌大正八年四月に東京に□〔もどって?〕きた。」「大体英名のウエストヨーク、イツアバー等は皆遭□〔難?〕船の名からとったもの。」「一帯に浅瀬や岩礁が多く」「普通の汽船では近寄る事が困難だ」。

海軍中佐副島村八（六一歳）は大正九年、探検隊長として一二五トンの発動機船・第二和気丸で第二次調査を行ない、「西島島始め都合一一島の調査を完了、夫々の島嶼に長さ四尺、三寸角の木標に日付、帝国領土、〔ラサ工業〕社長恒藤博士の名を記して防腐剤を塗り、秘密の箇所に埋めて置いた」。

日本の「ラサ島燐鉱会社」は大正七年（一九一八年）、南シナ海諸島の開発に着手した（一九三九年四月一日『朝日新聞』）。

副島村八は大正一二年、第三次の探検隊長として帆船兼用の南星丸（二〇〇トン）で南シナ海の群島を調査した。

日本は一九二一年、長島（のち太平洋。英名：イツアバ島）に出張所を設置（浦野2015 八六頁）した。その後、日本海軍は一九三七年、東沙島を占領し、日本は一九三八年、長島を含む新南群島・西沙群島を編入した（浦野2015 九〇頁）。

新南群島の範圍は、『朝日新聞』同記事によれば、「北緯七度乃至一二度、東經一一一度乃至一一七度」である。一九三九年四月一八日『朝日新聞』記事「法的根拠 我方び実効的先占 仏の宣言は不完全」の法的見解は次の二点であるとする。

「一、無主の土地の領土編入についての条件は第一に当該国が領土編入の意思をもっていてこれを表明すること、第二に当該国がこの新領土に対し実効的占有の条件を持っていることである。

二、而して領土編入の意思は今回総督府令を以て公告したので明かであり実効的占有の条件は大正七年（一九一八年）ラサ島燐鉍解積が事業経営に着手した時に始まっている。」

このうち、一の条件は、拙著『尖閣問題総論』（創英社／三省堂書店二〇一四年三月）で確認したことと同じである。『朝日新聞』同記事は、フランスとの関係を次のように論じている。

一、フランスは昭和八年（一九三三年）七月二五日、アストロラ、アラート両通報艦が新南群島を発見したという理由で同島に対する先占宣言をした。

二、これらの諸島は無主の地として長年一般に知られていた。大正七年以来、ラサ島燐鉍会社が開発に従事し、永久的施設を施しており、日本政府はこれを最初から承認し、援助も行なっており、実効的先占は日本にある。

三、フランスはこの実情を無視し、一方的に先占宣言を行なった。日本政府はこれを承認せず、昭和八年八月

二一日、時の沢田駐仏大理大使にフランス外務省に対し抗議的警告を提出した。

四、フランスの先占宣言は、経度を以て島嶼の位置を指摘していない。

また、フィリピンとの関係にては、一八九八年の米西戦争講和条約第三条により、比島の「本島に最も近接せる部分は北緯七度四〇分、東経一一六度より北緯一〇度、東経一一八度」の一線なので、「我が方の範囲と抵触しない。」

フランスは一九三九年五月五日、テュア・ティエン省に付属するクレセント及び付属島嶼「永楽群島」とアムフィトリトおよび付属島嶼「宣徳群島」という二支庁に分割処理することとした（浦野<sup>1997</sup>三四一頁）。

フランスは一九三九年九月一日、メーリング号を長島「イツアバ島／太平洋島」に派遣し、アンナン人一七名を上陸させたが、同船はそのまま座礁した（浦野<sup>1997</sup>三五四頁）。

五―五、日本軍仏印進駐からサンフランシスコ平和条約へ

**日本の仏印進駐**　日本は、東アジア太平洋戦争中の一九四〇年九月、北部仏印（フランス領ベトナム北部）に進駐した。一九四一年七月、さらに南部仏印に進駐した。

フランスは一九四〇年一〇月三日、南シナ海からバン・ホーレン号で引き上げることを受け入れた（浦野<sup>1997</sup>三六三頁）。

新南群島は一九四二年二月五日、大暴風雨により全島が破壊され、また津波によって島は水面下約二―三メー

トルに没した。以後の事情はわかっていない（浦野<sup>1997</sup>三六九頁）。

日本は一九四五年三月、フランス勢力を倒し、ベトナムにはグエン朝の第一三代皇帝バオダイ帝（在位一九二六―一九四五。八月二六日退位）を元首とした。

キロス2010は、日本軍が一九四五年三月、インドシナ半島でフランス勢力を倒し、ベトナムを独立させ、一日にバオダイ帝がベトナムの独立宣言を発した（二三一頁）、としている。

カイロ宣言・ヤルタ協定・ポツダム宣言　連合国は、日本の敗戦が見通される状況の中で、カイロ宣言（一九四三年七月）・ヤルタ協定（一九四五年二月）・ポツダム宣言（一九四五年七月）をまとめたが、カイロ宣言・ヤルタ協定・ポツダム宣言は南シナ海の扱いについては言及していない。

サンフランシスコ平和条約（一九五二年四月）　日本は一九四五年八月、敗戦により南シナ海から撤退した。

日本は一九五一年九月、戦後処理のサンフランシスコ平和条約（「日本国との平和条約」、一九五二年四月二八日発効）に調印し、その第二条（f）で南シナ海諸島を放棄した。

「日本国は、新南群島及び南沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」

サンフランシスコ平和条約は、一九五二年四月二八日に発効した。

日本は「新南群島及び南沙群島」を放棄したが、当時の状況から言って、これらの海域は米軍の勢力下にあったと見るべきだろう。

日華平和条約（一九五二年四月） 日本は一九五二年四月、中華民国と日華平和条約（日本国と中華民国との間の平和条約）。日台条約とも略称される）に調印し、新南群島・西沙群島の放棄を確認した。

「第二条 日本国は、一九五一年九月八日にアメリカ合衆国のサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約（以下「サン・フランシスコ条約」という。）第二条に基き、台湾及び澎湖諸島並びに新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄したことが承認される。」

日本の敗戦と「新南群島及び南沙群島」放棄後、中華民国（台湾）・フランス・ベトナム・フィリピン・中華人民共和国・マレーシアなどが「新南群島及び南沙群島」すなわち南シナ海の西沙群島、中沙群島、東沙群島・南沙群島に対する領有権をめぐって争うようになる。中華民国は、一九三九年には南シナ海の領有意思は持っていたと見られるが、一九四五年には日本が「新南群島及び南沙群島」から撤退したのち、直ちに南シナ海の領有権を表明したのであった。このことは、中華民国による南シナ海における「一段線」主張の前提であったと見られる。

## 六、小 結

日本は、一九一七年から事実上、南シナ海を占領してきたと称しているが、一九三九年三月三〇日、新南群島に対する日本による実効支配の法的手続きを完了した。日本は、一九四五年八月一四日、連合国に降伏し、一九五一

年九月八日のサンフランシスコ平和条約で南シナ海諸島・礁の放棄に同意し、一九五二年四月二十八日、同条約は発効した。

この領有行為は、短期間（一九三九年—一九五二年）ではあったが、その後の中華民国による「一段線」主張とそれを引き継いだ中華人民共和国による「九段線」主張の原型となったという点で重要な意味を持つことになった（二〇一七年三月脱稿）。

注

(1) ウリセス・グラナドス・キロス『共存と不和…南シナ海における領有権をめぐる紛争の分析 一九〇二—一九五二年』の存在は、中央大学教授土田哲夫氏のご教示による。記して感謝する。

(2) 一九三九年四月一八日『朝日新聞』記事の存在は、明治史研究者宮地正人氏のご教示による。記して感謝する。